

# 美濃市立大矢田小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月	1日策定
平成29年4月	1日改訂
平成30年4月	1日改訂
平成31年4月	1日改訂
令和2年5月	1日改訂
令和3年4月	1日改訂
令和3年5月	1日改訂
令和4年6月	1日改訂

## はじめに

ここに定める「美濃市立大矢田小学校（以下大矢田小という）いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（美濃市いじめ防止対策に関する条例（以下「条例」）第3条）

補足1：この条文における「児童等」は、児童生徒のことである。

補足2：この条文における「いじめ防止等」は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のことである。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

＜一定の人間関係＞とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

具体的ないじめの態様は、

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・スマートフォン、SNS、オンラインゲーム等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

であるが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。（「表面的、形式的にすることなく」とは、例えば、本人がいじめられていることを否定したり、「何でもない、大丈夫」と言ったりした場合でも、周りの状況を注意深く、客観的に判断していくことである）

加えて、いじめにあたと判断した場合も、いじめた児童の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童の心に寄り添うことも必要である。

いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校の「いじめ対策組織」へ情報共有することは必要となる。

尚、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰

口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

## 4 いじめ防止等に関する基本的な考え

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にある要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

### (3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を慎重に確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できるような体制整備が必要である。

### (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であ

る。そのため学校は、いじめ防止の基本方針等について、PTA総会やホームページでの公開等を通して、保護者や地域の理解を得て、いじめ問題の重要性についての認識を広め、連携協力を図ることが重要である。また、保護者からの訴えでいじめが見つかることが多い実情を踏まえ、相談体制等について保護者に情報発信をし、保護者の不安を少なくする。

尚、インターネット等を通じて行われるいじめは、複雑化・多様化してきており、学校だけでは対応できないことも多いため、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、保護者や警察等との連携がより重要である。

## (5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておく必要がある。

## 2 いじめの防止（未然防止のための取組）

- ・児童一人一人が尊重されるとともに、「自分だけを大切にした生き方ではなく、自分も大切にしながら、他の人を大切にした生き方」を大切にする精神に貫かれた雰囲気や基盤にした学校経営を行う。
- ・全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。
- ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。その上で、以下のようないじめの未然防止のための具体的な対策を行う。

### (1) 魅力ある学級・学校づくり

「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 等

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という充実感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・児童一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、キラキラカード（よさ見つけカード）やかえで班活動（異年齢集団活動）に取り組む。
- ・いじめや暴力、差別や偏見を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等においても適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。学級でいやがらせ等の事実があった場合、学級や全校の問題として被害者の思いを考え、加害者、周辺児童など、それぞれの立場の思いを表出させ、問題解決に向けての話し合いを行う。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないこと等について、具体的な場面で繰り返し指導する。

## (2) 生命や人権を大切にすゝ指導 (豊かな心の教育)

- ・家族との関わり合いを大切にし、家族のために働こうとする心を特別な教科 道徳で育む。
- ・様々な人と関わり合うことによつて社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できる活動に取り組む。「地域の方とふれあう会」で幅広い世代と交流したり、福祉施設への訪問等のボランティア活動をしたりして、心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・学校教育全体を通じて、児童一人一人に命を大切にすゝ心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・障がい (発達障がいを含む)、国籍、性別等による差別や偏見を許さず、誰もが互いに思いやりの心をもって関わるように人権感覚を育成したり、人権課題を直接扱ったりして、人権教育を全教育課程で充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

## (3) 学校教育全体を通じた指導 (自己指導能力の育成)

- ・学校教育全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。
  - ①児童に自己存在感を育む。
  - ②共感的な人間関係を育む。
  - ③自己決定の場を与え、自己可能性の開発を援助する。

①～③を意識して、本校は道徳教育を核とした教育の推進に力を入れる。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員の共通理解を図り、懇談会等で保護者にも理解を求めゝ。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について、学級活動や総合的な学習で一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、授業参観などの機会に講師を招いて学習会を開き、保護者や地域の方も交えた交流会を充実する。

以上のような対応が行えるようにするために、教職員は、児童の発達や心理について十分に理解し、経験や個人的な見方で判断せず、専門的な見地から正しい児童理解と実態に合った適切な対応ができるよう自己研鑽に努める。

## 3 いじめの早期発見 (いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立)

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりするこ

となく、いじめを積極的に認知する。

- ・児童からの情報により、いじめの事実が把握される例も多い。傍観者がいじめを許し、いじめを助長させることを事前から指導し、いじめを発見した児童は勇気をもって周りの大人に知らせることを指導する。児童からいじめの事実を把握した職員は、すぐに「いじめ未然防止・対策委員会」に報告する。いじめの事実を伝えた児童も守りきるため、この行為が原因で新たないじめの被害者にならないための手立てを十分に講じ、全校体制で速やかに対応に当たる。
- ・児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して、傍観者とならず、「いじめ未然防止・対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による年3回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。このような取組を通して、いじめの早期発見に結び付けていく。
- ・組織的な対処方法については、児童からのSOSを見逃さないために、実施したアンケート結果や相談内容結果は必ず複数の職員で確認したり、さらなる確認が必要と思われることがあった場合は、担任や相談担当等から本人等に再確認したりする。確認されたアンケート結果等は必ず「いじめ未然防止・対策委員会」に報告し、速やかに組織的に対応していく。
- ・いじめの早期発見をアンケート調査や相談活動だけに頼らず、日常的な児童の言動や変化、まわりの児童や保護者・地域からの情報等により、いじめの早期発見を積極的に行うことに心がける。
- ・日常的に発生するトラブルにおいては、「大丈夫だろう」と安易に考えずに、「背景にいじめがないか」との疑いをもって児童の指導に当たる。また、児童から相談を受けたときには、本人の表現や言葉で全てを理解しようとせず、言葉にできない訴えたいことを教師が察したり汲み取ったりしながら聴く。
- ・児童の変化を見逃さないために、日常的に、言動、表情、友達関係、持ち物等に気を配り、少しでも気になったことがあったら、必ず、担任や他の職員と積極的に情報共有したり、月1回実施する生徒指導情報交流の時間を活用したりして、いじめの早期発見に結び付ける。
- ・生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、教育相談コーディネーター、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、校内の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係諸機関及び専門諸機関等と積極的に連携を図るよう努める。
- ・いじめの早期発見には、保護者や地域からの情報も大切となる。保護者が子どもの変化や心配なことがあったとき、気軽に学校に相談できる関係づくりを行うとともに、保護者や地域から寄せられた情報については、いじめと関連がないかどうかを常に確認する。
- ・どんな些細なことであっても、学校で児童の変化に気づいたときは、背景にいじめがあるかもしれないという疑いをもち、学校から保護者に速やかに連絡をする。

## 4 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）

### (1) 初期対応

- ・いじめを受けた児童本人の訴えを十分に聴く。
- ・いじめを受けた児童からの訴えを保護者に伝え、情報を共有し、協力を依頼する。
- ・いじめを受けた（疑いがある）児童が、自分はいじめを受けていないと答えた場合でも、学校が把握している事実や状況からいじめを受けている可能性があるという認識を持つ。
- ・いじめを受けた児童や保護者の意向を踏まえつつ、「いじめ未然防止・対策委員会」で、いじめを受けた児童を徹底して守るための具体的な手立てと、指導方針を明らかにする。
- ・いじめ克服のための学校の指導方針について本人と保護者に説明し、理解を得る。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに子ども相談センターや警察に通報し、適切な援助を求める。

### (2) 正確な事実把握

- ・いじめを受けた児童の訴えをもとに、いじめた児童、周辺児童への聴き取りを順に複数教師で行う。
- ・事実確認においては、いつ、どこで、だれが、何を、どうしたかについて明らかにした上で、事実関係の整合性を確認する。双方の説明が一致しない場合、事実の整合性を図ることのみに固執せず、他の要因があることも視野に入れ、慎重に対応する。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」が、いじめの状況を詳しく把握するための調査が必要と判断した場合に、いじめを受けた児童及びその保護者の同意を得た上で、他の児童に対して「事実関係を明らかにするためのアンケート調査」等を人権に十分に配慮して実施する。
- ・正確な事実把握といじめ事案の全容理解を行うために、「いじめ未然防止・対策委員会」は、積極的に関係諸機関及び専門諸機関と連携を図る。

### (3) いじめ解消に向けた指導

いじめの解消とは、いじめを受けた児童がいじめを受ける前の生活を取り戻した状態になることである。そのために以下の指導を順に行う。

- ・いじめた児童には、自分が行った事実を認め、なぜ相手の心を傷つけるような行為を行ったのかを見つめさせることを通して、自分の何が、どうして悪かったのかを十分に理解させる。
- ・いじめた児童の保護者には、いじめた児童が行った事実、指導の経緯、今後の指導について説明する。また、「謝罪をもって安易に解消することはできない」ということを確認し、いじめを受けた児童と保護者が安心して学校生活を送れるようになるまで、学校といじめた児童の保護者が協力して取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ・いじめを受けた児童と保護者に、指導の経緯と今後の支援について十分説明し、理解を得る。
- ・いじめた児童には、今までの学校の指導を理解させ、行為だけでなく心を傷つけたことに対し謝罪するよう指導する。合わせて、今後はいじめをしないことを約束することを心の底から思えるよう指導する。
- ・いじめを受けた児童、いじめた児童、保護者の同意を得て、全体指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消に向かうことはできない。また、いじめた行為を戒めるために、指導の過程でいじめた児童へ教師による一方的な叱責等を行っても、いじめた児童は表面上反省したように見せかけるだけになり、心底いじめた自分を改めようとする気持ちを持ってないままになってしまう。いじめ解消に向けた指導は、いじめた児童の言い分を十分に聴いたうえで、「自分がしたことは相手の心を傷つける行為であり許されない」ことを理解させ、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### (4) いじめの解消

いじめた児童への指導後も、いじめが解消するまで、継続して経過観察及び支援を行い続ける。

いじめが「解消している」状態とは、いじめられた児童が元の生活を取り戻している状態をいうが、そのために少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの解消に向けてさらに長期の期間が必要である場合もある。学校は、被害・加害児童の様子を把握し必要な指導を行う。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」と判断した場合でも、半年、1年後に、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 5 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

<いじめ未然防止・対策委員会>

常設の組織：校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務、生徒指導主事、養護教諭（教育相談主任）

必要に応じ：PTA 会長、母親委員長、学校運営協議会の委員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員、警察 等



## 6 いじめ未然防止等のための年間計画

	取 組 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度から、児童の姿を引き継ぐ。(全職員で共通理解)</li> <li>・PTA総会で、「大矢田小学校いじめ防止基本方針」の承認を得る。</li> <li>・懇談会で、保護者といじめ防止対策についての共通理解を図る。</li> <li>・自宅確認</li> <li>・かえで班開き</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつキャンペーン(児童会)</li> <li>・なかよし班活動</li> <li>・Q-U検査実施</li> <li>・生活アンケート(記名)実施、教育相談の実施(全児童対象)</li> <li>いじめ未然防止・対策委員会</li> </ul>
6月	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の実施</li> <li>・個人懇談</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰といじめに関する事例研修会</li> <li>・Q-U検査結果の分析と交流 いじめ未然防止・対策委員会</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の結果、改善策等のお知らせ</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート(記名)実施、教育相談の実施(全児童対象)</li> <li>・Q-U検査実施 いじめ未然防止・対策委員会</li> </ul>
11月	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「温かい言葉」キャンペーン(児童会)</li> <li>・「なかよし集会」</li> <li>・くらしのふりかえりアンケート(記名)実施</li> <li>・Q-U検査の分析と交流(第1回との比較・改善点の追跡)</li> <li>・学校評価の実施</li> <li>・個人懇談</li> </ul>
1月	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート(記名)実施、教育相談の実施(全児童対象)</li> <li>いじめ未然防止・対策委員会</li> <li>・大縄跳び記録会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の結果、次年度への改善策等のお知らせ</li> <li>・6年生ありがとうの会(かえで班終わりの会)</li> <li>・学校生活アンケート(記名)実施</li> <li>・いじめ未然防止・対策委員会</li> <li>・次年度へ児童の姿を引き継ぐ。</li> </ul>

・キラキラカード  
 (よさ見つけカード)  
 ・かえで班活動  
 (異年齢集団活動)  
 かえで班あそび  
 大縄跳び

## 7 学校評価の評価項目

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して、適切に機能しているかどうかを、「いじめ未然防止・対策委員会」で定期的に点検する。そのための学校評価にいじめの防止等の取組に関する評価項目を設定し、計画・実行・評価・改善のサイクルによりを実施し、必要

に応じて見直す。

学校評価の評価項目には、次のような達成目標を設定し、達成状況を評価する。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
- ・早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- ・定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施
- ・校内研修の実施

学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 8 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」及び美濃市いじめ防止策に関する条例より適切に対応する。

### 1 学校による調査

#### (1) 重大事態の意味について

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める（生命心身財産重大事態）」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた（不登校重大事態）」事態と定義されている。（法第28条第1項）

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

例えば、以下のようなケースを想定している。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 児童が自殺を企図した場合    | <input type="checkbox"/> 身体に重大な傷害を負った場合 |
| <input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合  |

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの調査を行う。

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### (2) 重大事態の報告

学校が重大事態と判断した場合は、教育委員会を通して、直ちに市長に報告する。報告内容については、教育委員会・学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実にはっきりと向き合い、知りえた事実について正しく報告する。

### (3) 重大事態の調査

法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

#### ① 調査主体及び組織について

調査は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合がある。

学校は、本来、児童や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましい。学校主体で調査委員会を立ち上げるような重大事態の場合は、教育委員会の指導・助言のもと、校内に調査組織「いじめ対策委員会」を設置する。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果がえられないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、条例第10条による「美濃市いじめ問題対策委員会」において調査を実施する。

なお、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

#### ② 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことはいまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢をもつ。
- ・学校は、「美濃市いじめ問題対策委員会」に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。詳細は、「子供の自殺がおきた時の背景調査の指針」（改定版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参照する。

- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

##### ① 情報を提供する際の留意事項について

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

##### ② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会へ報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

## 9 資料の保管、いじめ事案の記録及び引継ぎ

### (1) 資料の保管

一次資料（記録簿、アンケートの質問票の原本等）の保管期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとする。二次資料（アンケートや聴取の結果を記録した文書等）及び調査報告書の保管期間は、指導要録と同様に5年とする。

- ・保管については、保管場所や保管担当者を明確にする。
- ・年度ごとのいじめ事案についてまとめた文書を作成する。

### (2) いじめ事案の記録

- ・記録簿を準備し、いじめ事案については、そこに記録（5W1Hなど）する。
- ・事実の記録は、いじめが始まったのはいつか、いじめに至った経緯（事実のみ）はどのようなか、について客観的に残す。また、「どんなメンバー（組織）で」「どういう意思決定をしたか（指導の根拠）」「今後、どう指導するのか（指導の内容）」について残す。
- ・児童に聴き取りをするとき、複数名で対応する。（1名は聴き取り、1名は記録担当として記録を残す。）連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康に十分配慮する。

### (3) 次年度以降の引継ぎ

前年度までに起きたいじめに関する内容を確実に引き受け、学級編成及び班編成に生かすなど安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、再発防止に努める。また、当該年度に起きたいじめの内容を転出先、次年度及び進学先に確実に引き継ぎ、再発防止に努める。

- ・年度末には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、本年度に起きたいじめに関わる内容を確認し、次年度の進級学年や卒業後の進学先に確実に引き継ぐための準備を行う。
- ・新年度当初には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、前学年までや入学前のいじめに関わる情報を確認し、確実に引継ぎを行う。